令和２年度　市・県民税（個人住民税）の申告について

令和２年度 市・県民税を申告していただく時期となりました。平成 31 年１月１日～令和元年 12 月 31 日（以下「令和元年中」という。）の所得等について「市民税・県民税申告書」に必要事項を記入の上、提出期限の**令和２年３月 16 日（月）まで**にご提出ください。なお、**２月６日(木)から３月 16 日(月)**の間は、税務課職員は各地区へ申告相談に出張しているため、この期間に市役所税務課窓口へお越しいただいても、記入済み申告書の受取りはできますが、申告の相談をお受けすることはできませんのでご承知おきください。

市・県民税の申告は、市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算出の基礎となります。また、各種届出・申請に必要な証明書を発行するために必要な重要な資料にもなります。

市・県民税の申告が必要な方

市・県民税の申告書を提出していただく必要のある方は、**令和２年１月１日現在飯田市にお住まいの方**で、次の１から４のいずれかの条件に該当される方です。

ただし、**所得税の確定申告をした方は、この申告書の提出は不要**です。

１　給与収入があった方で、次の(1)、(2)又は(3)に該当する方

(1) 年末調整の済んでいる給与のほかに収入がある方

※その他の所得金額が 20 万円を超える場合や２か所以上からの給与収入がある場合は、所得税の確定申告が必要です。

(2) 令和元年中に、わずかでもアルバイト、パートなどをしていた方

(3)「源泉徴収票」に記載されていない各種控除の適用を受ける方（医療費控除や扶養親族の追加など）

２　公的年金を受給されている方で、公的年金の収入金額が 400 万円以下かつ次の(1)又は(2)に該当する方

(1)「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない各種控除の適用を受ける方（医療費控除、生命保険料控除及び扶養親族の追加など）

(2) 公的年金収入のほかに、収入がある方

※その他の所得金額が 20 万円を超える場合や**公的年金収入の合計額が 400 万円を超える場合**、**公的年金から源泉徴収されている所得税の還付を受けられる場合**は、**所得税の確定申告が必要**です。

３　給与・公的年金以外の収入（営業等、農業、不動産、配当など）があった方

４　令和元年中の収入がない方、収入が非課税所得のみ（障害年金、遺族年金、失業手当など）の方

※収入がなかった場合は、収入がなかったということを申告してください。所得証明書の発行や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料等の算出の基礎となります。

申告相談について

１　申告相談時に必要なもの

申告相談にお越しいただく際には、以下の物を必ずご用意ください。

(1)　**マイナンバー（個人番号）の確認と身元確認をするための書類**

(2)　**印鑑**

(3)　令和元年中の収入を明らかにできる書類

・給与収入、公的年金収入のある方は、**源泉徴収票（原本）**

・営業、農業などの事業収入や不動産収入のある方は、**収支内訳書**

・その他所得等を明らかにできる書類

(4)　税務署や市から申告書やお知らせはがきが届いた方は、その申告書やお知らせはがき

(5)　控除を受けるための証明書類

※証明書類がない場合は、金額などの確認ができないため控除を受けることができません。

・社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は**令和元年中の支払額の証明書や領収書をお持ちください。**

・医療費控除を受ける方は、**医療費控除の明細書（令和元年中に支払った医療費や医薬品の領収書をまとめたもの）、おむつ使用証明書など**をご用意いただき、医療費の金額と保険などで補填された金額を、人・医療機関別にまとめた上でお持ちください。

・障害者控除を受ける方は、**身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害者控除対象者認定証**をお持ちください。

２　申告相談をご利用いただく際のお願い

(1) 申告相談会場での待ち時間短縮のため、営業等・農業・不動産所得のある方や医療費控除を受ける方は、年間の収入（売上）や必要経費、支払った医療費の金額などを、事前に整理・集計した上でご来場くださるよう、ご協力をお願いします。

(2) 税務署から確定申告の案内が郵送された方や譲渡所得のある方は、各地区で行う申告相談ではお取り扱いできない場合がありますので税務署での申告をお願いします。また、青色申告者、山林所得のあった方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方も、税務署での申告をお願いします。

(3 所得税の還付を受けられる方は、必ず確定申告を行うようお願いします。

※飯田税務署　飯田市高羽町６丁目１番５号　　㈹ 0265－22－1165

市・県民税の申告に係る税制の改正等

○ふるさと納税制度について

令和元年６月１日以後、総務大臣の指定を受けていない都道府県・市区町村に対する寄付金は、ふるさと納税の対象外となります。ただし、所得税の「所得控除」及び、住民税の「寄附金税額控除」（基本控除額）は対象となりますので、確定申告または住民税申告の寄附金控除に含めて申告してください。

※市県民税の寄附金税額控除のうち「特例控除額」及び「ワンストップ特例制度」は適用されません。ふるさと納税の対象となる都道府県・市区町村については、総務省のホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご確認ください。

○住宅借入金等特別税額控除の拡充

消費税率 10%が適用される住宅取得等について、令和元年 10 月１日から令和２年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等特別税額控除の控除期間が３年間延長されます。

※住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税率が 10%でない場合は適用されません。

	現行分	拡充分
消費税率	８%又は 10%	10%
居住年月日	平成 26 年４月１日～ 令和３年 12 月 31 日	令和元年 10 月１日～ 令和２年 12 月 31 日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の７% （最高 136,500 円）	所得税の課税総所得金額等の７% （最高 136,500 円）
控除期間	10 年	13 年

※市県民税からの控除額は、次の１と２のうち、いずれか小さい金額となります。

１．所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

２．上記控除限度額

その他

○太陽光発電設備による売電収入の申告について

自宅や土地に太陽光発電設備を設置し、発電による電力を電力会社に売却している方が増えています。売電収入は、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には「事業所得」、個人が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には「雑所得」として所得税・住民税の課税対象になりますので、所得税の確定申告または住民税の申告をしてください。

なお、収入が年末調整済みの給与または公的年金と売電収入のみの方の場合、売電に係る所得金額が 20 万円以下のときは所得税の確定申告は必要ありませんが、市･県民税の申告はしていただく必要がありますので、ご注意ください。

電力会社から支払われた売電料（収入金額）－（太陽光発電設備の減価償却費（耐用年数 17 年）（A）＋その他の経費（B））×（売却した電力量／発電した電力量）＝所得金額

◆売電に係る所得金額の計算方法

（A）「減価償却費」＝（設備の取得価額－補助金）×償却率 0.059×（その年に使用していた月数÷12 月）

※「0.059」は耐用年数 17 年の場合の償却率

（B）「その他の経費」には設備導入に係る借り入れ利息などが該当します。

マイナンバー（個人番号）の確認と本人確認にご協力をお願いします

申告をいただく際は、申告者本人及び扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。申告相談にお越しいただく際には、下記の必要な書類をご用意ください。

◎必要書類

・個人番号カードをお持ちの方　　個人番号カード（顔写真の入ったＩＣチップ付きプラスチックカード）

・個人番号カードをお持ちでない方　個人番号通知カード（紙製）と運転免許証、パスポートなどの写真付き身分証明書。

・ご家族が本人に代わり申告する場合　　上記に加えて、委任状、申告者本人の健康保険証などが必要です。

※飯田市から送付されるプレ印字書類（飯田市役所税務課で住所、氏名をあらかじめ印字した申告書）は本人確認及び代理人が申告する場合の代理権の確認に使用できますので、申告の際は必ずお持ちください。

※申告書を郵送で提出していただく場合には、申告相談にお越しいただく際と同様の書類の写しを同封してください（書類の写しは返却できません）。

所得金額と控除額の計算資料

【資料①　給与所得の計算表】

給与収入金額の合計（申告書表面１のカの金額）	（A）　　円	
給与収入額（Aの額）	給与所得の金額	
0円～650,999円	0円	
651,000円～1,618,999円	（A）－650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	(A)÷4＝(B)（千円未満切り捨て）	(B)×4×60%
1,800,000円～3,599,999円		(B)×4×70%－180,000円
3,600,000円～6,599,999円		(B)×4×80%－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	（A）×90%－1,200,000円	
10,000,000円以上	（A）－2,200,000円	

●上の表に当てはめて計算した給与所得の金額を、申告書「２所得金額」の⑥に　記入してください。

【資料③　公的年金等に係る雑所得の計算表】

公的年金等の収入金額（申告書表面１のキの金額）		（A）　　円
年齢区分	公的年金等の収入金額（Aの額）	公的年金に係る雑所得の額
昭和30年１月２日以後生まれの方（65歳未満の方）	0円～1,299,999円	（A）－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	（A）×75%－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	（A）×85%－785,000円
	7,700,000円以上	（A）×95%－1,555,000円
昭和30年１月１日以前生まれの方（65歳以上の方）	0円～3,299,999円	（A）－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	（A）×75%－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	（A）×85%－785,000円
	7,700,000円以上	（A）×95%－1,555,000円

●上の表に当てはめて計算した給与所得の金額を、申告書「２所得金額」の⑦に　記入してください。

【資料⑤　生命保険料控除額の計算表】

新契約保険料用控除額の計算		旧契約保険料用控除額の計算	
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額
0円～12,000円	支払保険料の全額	0円～15,000円	支払保険料の全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律　35,000円

【資料②　配偶者控除・配偶者特別控除額の表】

あなたの合計所得　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

配偶者の合計所得　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は控除対象外です。

控除の種類	配偶者の合計所得		あなたの合計所得金額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	38万円以下	配偶者が70歳未満の場合	33万円	22万円	11万円
		配偶者が70歳以上の場合	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下		33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下		31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下		26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下		21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下		16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下		11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下		6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下		3万円	2万円	1万円
	123万円超		0円		

配偶者控除	万円	申告書表面４の⑰へ
配偶者特別控除	万円	申告書表面４の⑱へ

例：あなたの合計所得900万円以下、配偶者の合計所得80万円の場合
配偶者特別控除が33万円
この控除額を申告書表面４の⑱へ記入します。

【資料④　地震保険料控除額の計算表】

＊１つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。

地震保険料		旧長期損害保険料	
申告書表面３の⑬の「地震保険料の計」の金額	（A）　円	申告書表面３の⑬の「旧長期損害保険料の計」の金額	（C）　円
（A）×1/2（最高25,000円）	（B）　円	（C）が5,000円以下の場合・・・（C）の金額	（D）　円
		（C）が5,001円以上の場合・・・（C）×1/2+2,500円（最高10,000円）	
地震保険料控除額（B）＋（D）		（最高25,000円）	円

●上の表で計算した地震保険料控除額を、申告書「４所得から差し引かれる金額」の⑮に記入してください。

一般の生命保険料	申告書表面３の⑫「新生命保険料の計」の金額	（A）　円	申告書表面３の⑫「旧生命保険料の計」の金額	（B）　円	計（ア）＋（イ）＝（ウ）	（イ）と（ウ）のいずれか大きい金額
	（A）を上の計算式に当てはめて計算した金額	（最高28,000円）（ア）　円	（B）を上の計算式に当てはめて計算した金額	（最高35,000円）（イ）　円	（最高28,000円）（ウ）　円	（エ）　円
個人年金保険料	申告書表面３の⑫「新個人年金保険料の計」の金額	（C）　円	申告書表面３の⑫「旧個人年金保険料の計」の金額	（D）　円	計（オ）＋（カ）＝（キ）	（カ）と（キ）のいずれか大きい金額
	（C）を上の計算式に当てはめて計算した金額	（最高28,000円）（オ）　円	（D）を上の計算式に当てはめて計算した金額	（最高35,000円）（カ）　円	（最高28,000円）（キ）　円	（ク）　円
介護医療保険料	申告書表面３の⑫「介護医療保険料の計」の金額	（E）　円				（ケ）の金額
	（E）を上の新契約保険料用控除額の計算式に当てはめて計算した金額	（最高28,000円）（ケ）　円				（ケ）　円
			生命保険料控除額（エ）＋（ク）＋（ケ）	（最高70,000円）　円		

申告書の書き方　【表面－１】

平成31年度分　市民税 県民税　申告書

平成　　年　　月　　日提出

飯田市長 あて

(この欄には記載しないでください)

	整理コード
一部特徴	
番地	
方書	
氏名	

こちらには何も記入しないでください。

ア

現住所		フリガナ	
		氏名	㊞
1月1日現在の住所		個人番号	
業種又は職業		生年月日	明 大 昭 平　年　月　日
		日中の連絡先（電話番号）	

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		・　・	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
⑪医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	円	円	
⑫社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
		円	
	合計		
⑭生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	円	円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	円	円	
	介護医療保険料の計		
	円		
⑮地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	円	円	
⑯～⑰寡婦(寡夫)、勤労学生控除	⑯ □寡婦(寡夫)控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）	⑰ □勤労学生控除（学校名）	
⑱障害者控除	1 フリガナ／氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
	2 フリガナ／氏名	障害の程度	級度
	個人番号		

ウ

⑲～⑳配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者 フリガナ／氏名	生年月日	明・大 昭・平　・　・
		配偶者の合計所得金額	円
	個人番号		□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）

㉑扶養控除	1	フリガナ／氏名	生年月日 明・大 昭・平　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	
		個人番号			控除額	万円	
	2	フリガナ／氏名	生年月日 明・大 昭・平　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	
		個人番号			控除額	万円	
	3	フリガナ／氏名	生年月日 明・大 昭・平　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	
		個人番号			控除額	万円	
	4	フリガナ／氏名	生年月日 明・大 昭・平　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	
		個人番号			控除額	万円	
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	1	フリガナ／氏名	生年月日 平　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	
		個人番号					
	2	フリガナ／氏名	生年月日 平　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	
		個人番号					
	3	フリガナ／氏名	生年月日 平　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	
		個人番号					

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。　扶養控除額の合計

イ

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	
	雑	公的年金等	キ	
		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
		長期	コ	
	一時		サ	
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時		⑧	
	①～⑧の合計		⑨	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除		⑩	
	医療費控除	区分 □	⑪	
	社会保険料控除		⑫	
	小規模企業共済等掛金控除		⑬	
	生命保険料控除		⑭	
	地震保険料控除		⑮	
	寡婦（寡夫）控除		⑯	
	勤労学生、障害者控除		⑰～⑱	
	配偶者控除		⑲	
	配偶者特別控除		⑳	
	扶養控除		㉑	
	基礎控除		㉒	3 3 0 , 0 0 0
	⑩～㉒の合計		㉓	

平成30年分確定申告書を税務署へ提出した方は、この申告書の提出は不要です。裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

エ

5　給与・公的年金等に係る所得以外（平成31年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。
「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

オ

前年中に所得のなかった人などの記入欄

非課税所得により生活（該当するものを○で囲んでください）	下記の者から扶養又は仕送りを受けている	その他の事情
遺族年金・障害年金 雇用保険（失業手当）	住所・氏名	病気療養中・無職 失業中

カ

上場株式等の配当等及び譲渡所得等の申告・課税方法

市民税・県民税の申告方法を選択し、☑をしてください。

□ 総合課税　□ 申告分離課税　□ 申告不要制度

ア 住所、氏名、電話番号等

現住所、令和２年１月１日時点の住所、氏名、フリガナ、個人番号、業種又は職業、生年月日、日中連絡の取れる電話番号を記入し、氏名の横に必ず印鑑を押してください。

イ 1 収入金額等、2 所得金額

所得の種類ごとに、平成 31 年１月１日から令和元年 12 月 31 日までの間の収入金額と所得金額(収入金額から必要経費等を差し引いた額) を記入します。収入金額を「１収入金額等」のア～サ欄に、所得金額を「２ 所得金額」の①～⑧欄に記入し、①～⑧の合計を⑨に記入してください。

所得の種類と内容についての詳細は、右の≪表１≫を参考にしてください。

㋒⑰～⑱配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者の方の氏名、フリガナ、生年月日、合計所得の金額を記入します。

配偶者の合計所得が 38 万円以下の場合は同一生計配偶者に該当します。このうち、あなたの合計所得が 1,000 万円以下の場合、配偶者控除の対象になります（配偶者の合計所得が 38 万円超 123 万円以下の場合は配偶者特別控除に該当）。

あなたの合計所得が 1,000 万円を超えている場合、配偶者控除・配偶者特別控除の該当になりません。ただし、配偶者の合計所得が 38 万円以下で、かつ身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定証を交付されている場合は、障害者控除を適用できますので、同一生計配偶者の☐に☑をし、申告書表面の⑯に氏名・等級などを記入してください。

㋓5 給与・公的年金に係る所得以外の市民税・県民税の納付方法

市・県民税を給与から差引く方法で納付されている方で、給与・公的年金等以外（令和２年４月１日において 65 歳未満の方は給与以外）の所得がある方については、その所得分の市・県民税を給与所得分の市・県民税と合算して給与から差引き納付するか、自分で納付するかを選択できます。

「給与から差引き（特別徴収）」と「自分で納付（普通徴収）」のいずれかを選択し、選択する方の☐に☑をしてください。どちらにもチェックをされなかった場合は、「給与から差引き（特別徴収）」の扱いになりますのでご注意ください。

㋔前年中に所得がなかった人などの記入欄

令和元年中の非課税所得（障害年金、遺族年金、失業手当など）の内容や生活費の状況、病気療養中等のその他の事情について記入してください。

㋕上場株式等の配当等及び譲渡所得等の申告・課税方法

所得税の確定申告とは別に、市民税・県民税申告書を提出することで、確定申告とは異なる課税方法を選択できます。

「総合課税」、「申告分離課税」と「申告不要制度」のいずれかを選択し、☐に☑を入れてください。

≪表１　収入・所得等一覧≫

所得の種類		内　　容	必要経費等	記載欄
事業所得	営業等	製造業、建設業、小売業、飲食店業、サービス業などの営業から生ずる所得や、医師、弁護士、大工、作家、各種外交員、家内労働者（内職）などの職業の所得など、農業・不動産以外の事業から生ずる所得	その収入を得るために支出した費用、専従者給与 ◎必要書類・・・収支内訳書	１のア ２の①
	農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得		１のイ ２の②
不動産所得		アパート、マンション、貸家、貸地（小作料・駐車場なども含む。）などから生ずる所得		１のウ ２の③
利子所得		公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金などの所得	なし	１のエ ２の④
配当所得		法人から受け取る株式の配当金、証券投資信託の分配金などの所得 ◎必要書類・・・支払通知書等	元本を取得するために要した負債の利子	１のオ ２の⑤
給与所得		給与、賃金、賞与（パート、アルバイトを含む。）等の所得 ◎必要書類・・・源泉徴収票 ※源泉徴収票のない方は、申告書裏面「６　給与所得の内訳（㋕）」にご記入ください。	※【P3 資料①　給与所得の計算表】により給与所得の金額を求めることができます。	１のカ ２の⑥
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等の所得 ◎必要書類・・・源泉徴収票	※【P3 資料③　公的年金等に係る雑所得の計算表】により公的年金等に係る雑所得の金額を求めることができます。	１のキ ２の⑦
	その他	シルバー人材センター配分金、生命保険の個人年金、互助年金、講演料、原稿料（著述家以外の人が受け取るもの）、印税などの所得 ◎必要書類・・・支払われた額等の証明書	その収入を得るために支出した費用	１のク ２の⑦
総合譲渡		自動車、機械機具、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得（商品、原材料などの棚卸資産は除かれます。） ○短期… 資産取得後５年以内の譲渡 ○長期… 資産取得後５年超の譲渡	譲渡した資産の取得費と、譲渡するために要した費用　（特別控除額は、「50 万円」か「譲渡益」のいずれか少ない方）	１のケ、コ ２の⑧
一時所得		生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などの所得	その収入を得るために、支出した費用（特別控除額は、「50 万円」か「収入－必要経費」のいずれか少ない方）	１のサ ２の⑧

～申告書の提出期限　令和２年３月 16 日（月）まで～

申告書の書き方　【表面－２】

平成　　年　　月　　日提出

平成31年度分　市民税 県民税　申告書

飯田市長　あて

(この欄には記載しないでください)

整理コード

一部特徴　指定番号　宛名

番地

方書

氏名

こちらには何も記入しないでください。

現住所

フリガナ

氏名　㊞

1月1日現在の住所

個人番号

業種又は職業

生年月日　明 大 昭 平　年　月　日

日中の連絡先（電話番号）

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額　円	保険金などで補填される金額　円	差引損失額のうち災害関連支出の金額　円
⑪ 医療費控除	支払った医療費等　円	保険金などで補填される金額　円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料　円	
	合計		
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計　円	旧生命保険料の計　円	
	新個人年金保険料の計　円	旧個人年金保険料の計　円	
	介護医療保険料の計　円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計　円	旧長期損害保険料の計　円	
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)、勤労学生控除	⑯ □ 寡婦(寡夫)控除（□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還）	⑰ □ 勤労学生控除（学校名）	
⑱ 障害者控除	1 フリガナ／氏名　個人番号	障害の程度　級 度	
	2 フリガナ／氏名　個人番号	障害の程度　級 度	
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者 フリガナ／氏名　個人番号	生年月日 明・大 昭・平　・　・ ／ 配偶者の合計所得金額　円	□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）
㉑ 扶養控除	1～4 フリガナ／氏名　個人番号	生年月日 明・大 昭・平　・　・	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居　続柄　控除額　万円
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	1～3 フリガナ／氏名　個人番号	生年月日 平　・　・	同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居　続柄
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計	

㋖

区分	項目	記号	金額
1 収入金額等	事業 営業等	ア	
	事業 農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	雑 公的年金等	キ	
	雑 その他	ク	
	総合譲渡 短期	ケ	
	総合譲渡 長期	コ	
	一時	サ	
2 所得金額	事業 営業等	①	
	事業 農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時	⑧	
	①～⑧の合計	⑨	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	
	医療費控除 区分□	⑪	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寡婦(寡夫)控除	⑯	
	勤労学生、障害者控除	⑰～⑱	
	配偶者控除	⑲	
	配偶者特別控除	⑳	
	扶養控除	㉑	
	基礎控除	㉒	3 3 0 , 0 0 0
	⑩～㉒の合計	㉓	

㋖

平成30年分確定申告書を税務署へ提出した方は、この申告書の提出は不要です。裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

5　給与・公的年金等に係る所得以外（平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

前年中に所得のなかった人などの記入欄

非課税所得により生活（該当するものを○で囲んでください）	下記の者から扶養又は仕送りを受けている	その他の事情
遺族年金・障害年金 雇用保険（失業手当）	住所・氏名	病気療養中・無職 失業中

上場株式等の配当等及び譲渡所得等の申告・課税方法

市民税・県民税の申告方法を選択し、☑をしてください。

□ 総合課税　□ 申告分離課税　□ 申告不要制度

㋖3 所得から差し引かれる金額、4 所得から差し引かれる金額

控除要件の内容や支払った金額を「３所得から差し引かれる金額に関する事項」に、それに基づく控除額を以下の≪表２≫を参考に「４所得から差し引かれる金額」へ記入してください。

≪表２　所得控除一覧≫

控除の種類	控除の要件等	控除額（住民税の場合の額）	記載欄
⑩ 社会保険料控除	令和元年中に、あなたやあなたの扶養親族等の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合 ◎**必要書類**・・・国民年金保険料、国民年金基金掛金は社会保険料控除証明書	支払金額全額 ※給与・公的年金等から差引きされた保険料は、給与･公的年金等の支払いを受けた人の所得からしか控除できません。	３の⑩ ４の⑩
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	令和元年中に、小規模企業共済の掛金又は個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 ◎**必要書類**・・・支払った掛金額の証明書	支払金額全額	４の⑪
⑫ 生命保険料控除	令和元年中に、あなたやあなたの扶養親族等を受取人とする生命保険、介護医療保険、個人年金保険の保険料・掛金を支払った場合 ◎**必要書類**・・・支払額などの証明書	【P3 資料⑤　生命保険料控除額の計算表】により計算した生命保険料･個人年金保険料･介護医療保険料の控除額の合計額 ［合計適用限度額］　70,000 円	４の⑫

⑬ 地震保険料控除	令和元年中に、あなたやあなたの扶養親族等が有する家屋で常時居住の用に供するものの地震保険料・旧長期損害保険料を支払った場合 **◎必要書類**・・・支払額などの証明書 ※１つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。	【P3 資料④　地震保険料控除額の計算表】により計算した地震保険料・旧長期損害保険料の控除合計額 [合計適用限度額]　　25,000 円	３の⑬ ４の⑬
⑭　寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 (1) 夫と死別若しくは離婚した後、婚姻をしていないか、または夫の生死が明らかでない方で、扶養親族または生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者で令和元年中の総所得金額等が 38 万円以下の者に限る）がある場合 (2) 夫と死別した後、婚姻をしていない又は生死が明らかでない方で、あなたの令和元年中の合計所得金額が 500 万円以下である場合 (3) 夫と死別若しくは離婚した後、婚姻をしていないか、又は夫の生死が明らかでない方で、次の要件に該当する場合 (ｱ) 扶養親族である子がある。 (ｲ) 令和元年中の合計所得金額が 500 万円以下である。	(1)または(2)に該当する場合 ･･･26 万円 (3)に該当する場合(特別寡婦)･･･30 万円	３の⑭ ４の⑭
寡夫控除	妻と死別若しくは離婚した後、婚姻をしていないか、又は妻の生死が明らかでない方であって、以下の要件に該当する場合 (1)生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者で、令和元年中の総所得金額等が 38 万円以下の者に限る)がある。 (2)令和元年中の合計所得金額が 500 万円以下である。	26 万円	３の⑭ ４の⑭
⑮ 勤労学生控除	大学、高等学校などの学生・生徒で、令和元年中の合計所得金額が 65 万円以下(給与所得の場合、収入額で 130 万円以下)かつ給与以外の所得が 10 万円以下の場合 **◎必要書類**・・・学校から交付された学生証等	26 万円	３の⑮ ４の⑮
⑯ 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族(16 歳未満含む)が障害者の場合 **◎必要書類**・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、障害者控除対象者認定証 【各障害者控除の該当要件】 〇障害者 身体障害者手帳３～６級の方、療育手帳の表示Ｂの方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、65 歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるとして福祉事務所から障害者控除対象者認定証を受けた方など 〇特別障害者 身体障害者手帳１、２級の方、療育手帳の表示Ａの方、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が１級の方、65 歳以上の方で障害の程度が特別障害者に準ずるとして福祉事務所等から障害者控除対象者認定証の交付を受けた方など 〇同居特別障害者 特別障害者のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族との同居を常としている方	〇自身が障害者の場合 ・障害者･････････････････････26 万円 ・特別障害者･････････････････30 万円 〇配偶者・扶養親族が障害者の場合 （１人につき） ・障害者･････････････････････26 万円 ・特別障害者･････････････････30 万円 ・同居特別障害者･･････････････53 万円 ＊あなたの合計所得が 1,000 万円を超えていても、生計を一にしている配偶者が障害者である場合に、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下であれば配偶者の障害者控除を適用することができます。	３の⑯ ４の⑯
⑰ 配偶者控除	あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合で、あなたの配偶者(内縁関係を除く)が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 合計所得金額が 38 万円以下である。 (3) 事業専従者ではない。 (4) 他者の扶養親族ではない。	あなたと配偶者の合計所得を【P3 資料②配偶者控除・配偶者特別控除額の表】に当てはめた額	３の⑰ ～⑱ ４の⑱ ～⑲
⑱ 配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合で、あなたの配偶者(内縁関係を除く)が以下の要件に該当する場合 (1)　あなたと生計を一にしている。 (2)　前年中の合計所得金額が 38 万円超で 123 万円未満の場合 ※配偶者控除との併用は不可		
⑲ 扶養控除	親族が以下の要件に該当する場合 (1)あなたと生計を一にしている。 (2)令和元年中の合計所得金額が 38 万円以下である。 (3)年齢が 16 歳以上である。 (4)事業の事業専従者ではない。 (5)他者の扶養親族ではない。 ※一人を複数の人が扶養親族又は控除対象配偶者とすることはできません。 ※16 歳未満の扶養親族(年少扶養親族)は、扶養控除の対象にはなりませんが、住民税の非課税を判定する際の扶養親族数には算入されますので、「３所得から差し引かれる金額に関する事項」の「16 歳未満の扶養親族」欄に、氏名などを記入してください。 〇同居老親等･･･あなた又はあなたの配偶者との同居を常としている。あなた又はあなたの配偶者の直系尊属(両親、祖父母など。叔父・叔母などは該当しません）のことをいいます。	扶養親族１人につき 16 歳未満の親族 (年少扶養親族)･･････････････････0 円 16～18 歳の親族･･････････････33 万円 19～22 歳の親族 (特定扶養親族)･･････････････45 万円 23～69 歳の親族･･････････････33 万円 70 歳以上の親族 (老人扶養親族)･･････････････38 万円 老人扶養親族のうち、 同居老親等 ･･････････････････45 万円	３の⑲ ４の⑲
⑳基礎控除	一律にこの控除が受けられます。	33 万円	④の⑳
㉒ 雑損控除	令和元年中に、あなたやあなたの扶養親族等が所有する生活用資産が、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合 **◎必要書類**・・・罹災証明書、被害届出証明書 ・・・災害関連支出の領収書など	次のいずれか多い金額 (1) (損失額－保険等による補てん額)－(総所得金額等の 10%) (2) 災害関連支出金額－５万円	３の㉒ ４の㉒
㉓　医療費控除	令和元年中に、あなたやあなたの扶養親族等の医療費を一定金額以上支払った場合 **◎必要書類**・・・医療費や医薬品の明細書（領収書を一覧にしてまとめたもの） ・・・おむつ代については、医師の発行する「おむつ使用証明書」等 ※医療費控除の対象とならないものの具体例 (1) 介護用品の購入費やレンタル料 (2) 疾病予防や健康増進のための健康食品、栄養ドリンク (3) インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種 (4) 人間ドックその他の健康診断の費用 ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、かつその疾病の治療をした場合には、その健康診断の費用も医療費控除の対象となります。	(支払った医療費の額－保険金等補てんされる額)－(「総所得金額等の５%」又は「10 万円」のいずれか少ない金額) [控除限度額　200 万円]	３の㉓ ４の㉓
セルフメディケーション	令和元年中に、あなたが特定健康診断やインフルエンザの予防接種といった一定の取組を行っており、あなたやあなたと生計を一にする親族に係る「スイッチ OTC 医薬品」の購入費用が 12,000 円を超える場合 **◎必要書類**・・・セルフメディケーション税制の明細書（対象の医薬品の購入金額等を一覧にしたもの)、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（予防接種の領収書や健診の結果通知等）	・支払った一定のスイッチ OTC 医薬品の合計額-保険金等により補填される部分の金額－12,000 円 [控除限度額 88,000 円]	３の㉓ ４の㉓

申告書の書き方　【裏面】

㋐ 給与所得の内訳

源泉徴収票のない方は、収入金額、賞与等、勤務先名などを記入し、収入が分かる書類（給与明細等）を添付してください。

※源泉徴収票のある給与については記入不要です。

㋑ 事業・不動産所得に関する事項

事業所得（内職含む）、農業所得、不動産所得などがある方は、所得の種類と、所得ごとに収入、必要経費などを集計した金額を記入ください。必要経費の詳しい説明は、申告書用紙の「事業所得記載要領」をご覧ください。

㋒ 配当所得に関する事項

㋓ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

㋔ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

該当する所得がある方は所得の内容、収入金額、必要経費などを記入してください。

㋕ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名、続柄、従事月数、専従者給与（控除）額などを記入してください。専従者控除の要件は、申告書用紙の「事業所得記載要領」をご覧ください。

㋖ 別居の扶養親族等に関する事項

扶養親族・控除対象配偶者のうち、あなたと別居している方の氏名、個人番号、住所を記入してください。

㋗ 事業税に関する事項

個人事業税（県税）が課税される業務を営む方で、その事業の所得金額が事業主控除額（290 万円。令和元年中に開・廃業した場合は月割相当額）を超える場合は、該当項目を記入してください。

㋘ 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除を受けようとする場合は、配当・譲渡益から特別徴収された県民税配当割又は県民税株式譲渡等所得割の額を記入してください。

㋙ 寄附金に関する事項　◎必要書類・・・寄附金等の受領書

都道府県や市区町村への寄附金（ふるさと納税など）、長野県共同募金会もしくは日本赤十字社長野支部への寄附金又は所得税の寄附金控除の対象となる寄附金等のうち長野県もしくは飯田市が条例で定めたものに対する寄附金等の金額を、該当する欄に記入してください。

住民税を申告する場合は、ワンストップ特例制度を利用した方も、当該欄に寄附金額等を記載し、必要書類を添付していただかないと当該控除を受けることができませんので、該当する方は必ず記載してください。

～申告書の提出方法および提出先～

(1) 郵送または窓口での提出

記入済みの申告書に**各種必要書類を必ず添付して郵送**いただくか、市役所税務課又は各地区の自治振興センター窓口に提出してください。申告書を飯田市ウェブサイト（http//www.city.iida.lg.jp/）から、ダウンロード・印刷することができます。

(2) 申告会場での提出

・各種必要書類を必ずお持ちいただいて、お住まいの地区の申告相談へお越しください。

・申告相談会場は混雑する場合がございますので、郵送での提出にご協力をお願いします。

申告書送付先・お問い合わせはこちらへ

〒395 - 8501　飯田市大久保町 2534 番地　飯田市役所 税務課市民税係

電話　0265-22-4511　内線　5161、5162、5163